

第5回 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例検討会 事項書

平成24年1月5日(木)

14:00~16:00

議事堂3階 301委員会室

1 条例項目の検討について

2 その他

添付書類

資料1

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(検討案)

資料2

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開(案)

資料3

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例(仮称)
素案の体系

資料4

条例各項目における各委員の意見

(参考)

宮城県・静岡県歯と口腔の健康づくり基本計画
責務と役割の違いについて

知事が基本計画を定め、かつその計画の策定に当たり
議決を要することとされている三重県条例の例

三重県歯と口腔の健康づくり推進条例（仮称）素案（検討案）

第1章 総則

（目的）

A案

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、歯科疾患を早期に発見して健康増進につなげ、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（※ 歯科疾患を早期に発見して健康増進につなげ を強調）

B案

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、歯と口腔の健康づくりが、県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ、県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めるとともに、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する基本理念を定め、県等の責務と役割を明らかにし、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もってすべての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（※ 県民自らが歯と口腔の健康に努める を強調）

（基本理念）

A案【各号を列記する形で規定】

第2条 歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこと。
- 二 すべての県民が、生涯を通じて、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動（以下「8020運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診及び保健医療サービスを受けることができる環境の整備を推進すること。

三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

B案【一つの条文で規定】

第2条 歯と口腔の健康づくりは、県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むこととともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進することにより、すべての県民が、生涯を通じて、80歳で自分の歯を20本以上保つ運動（以下「8020運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の検診並びに保健医療サービスを受けることができる環境の整備がなされなければならない。

第2章 各主体の責務

（県の責務）

第3条 県は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、及び正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層及び心身の状況等に応じて、歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）、医療、及び保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくり及び歯科疾患の予防に取り組むよう努めるものとする。

（歯科医療関係者の責務）

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療に係る者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との有機的な連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めるものとする。

第3章 各主体間の協力、調整

（市町との連携、協力等）

第6条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町との連携、協力及び調整に努めるものとする。

(市町への支援等)

第7条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動を推進しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的な支援を行うものとする。

第4章 各主体の役割

(市町の役割)

第8条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割)

第9条 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりの推進及び他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携を図り、並びに協力するよう努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等は、県民の正しい生活習慣の教育と食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第10条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科健診等の機会のその他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

第5章 基本的施策

(効果的な歯科保健対策の推進等)

第11条 県は、すべての県民が定期的に歯科健診等を受けることを推進するため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

2 県は、障がい者、介護を必要とする者、経済的な困窮者その他定期的に歯科健診や診療を受けることが困難な者及び妊産婦が定期的に歯科健診や診療

を受けることができるため、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

- 3 県は、中山間地域等（山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件に恵まれず、歯科医療等を受けることが困難な地域をいう。）における歯と口腔に関する保健医療サービスの確保に努めるものとする。

【第4項A案】

- 4 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、保育所及び幼稚園並びに小学校、中学校その他の学校におけるフッ化物洗口の推進など科学的根拠に基づく、う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進に努めるものとする。

【第4項B案】

- 4 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、保育所及び幼稚園並びに小学校、中学校その他の学校におけるフッ化物洗口やブラッシング指導、緑茶うがいの強化その他の効果的な歯科保健対策の推進に努めるものとする。

【第4項C案】

- 4 県は、保育所及び幼稚園並びに小学校、中学校その他の学校においてフッ化物洗口が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第5条の規定による学校保健計画又はこれに準じた計画に定めて実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

※ 「フッ化物洗口など」を条例上は規定せず、逐条解説や条例の提案説明で行うこともあるか。

- 5 県は、歯科医療関係者と協力し、子育て支援の立場から、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条に基づき歯科疾患の特性を自覚し、児童虐待の早期発見等に努めるものとする。

- 6 県は、歯周病のり患率が高まる成人期において、歯科医療関係者との連携を図りつつ、歯周病の予防対策の推進に努めるものとする。

- 7 県は、災害時において市町等関係機関と連携し、県民の歯科保健医療対策を速やかに確立するよう努めるものとする。

- 8 知事は、歯と口腔の健康づくりに携わる者の人材育成並びに確保、及び資質の向上に関する施策を推進するよう努めるものとする。

- 9 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究を推進するよう努めるものとする。
- 10 知事は、前各項に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに関して、施策の必要が生じた場合は、その推進に努めるものとする。

第6章 計画（及び指針等）

【第12条A案】

（計画）

第12条 知事は、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定めなければならない。

- 2 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会等の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

【第12条B案】

（計画及び指針等）

第12条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

【 三重の森林づくり条例（平成17年三重県条例第83号）を参考に規定】

第7章 調査

（調査）

第13条 知事は、歯と口腔の健康づくりの推進に関する施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する実態調査を行うものとする。

- 2 知事は、前項の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させるものとする。

第8章 財政措置

(財政措置)

- 第14条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第9章 その他

(いい歯の日及び8020推進週間)

- 第15条 県は、歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりへの取組が積極的に行われるよう、毎年11月8日を「いい歯の日」と定めるとともに、11月8日から同月14日までを「8020推進週間」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

歯と口腔の健康づくり推進条例検討会の展開（案）

第1回検討会	9月22日		
第2回検討会	10月13日	国及び本県の現状と課題	歯科保健に係る現状認識
第3回検討会	11月8日	条例の目的及び基本理念	
第4回検討会	12月19日	条例の目的及び基本理念	各条項の検討

条例素案の作成 12月末 正副座長ㄏ 12/27 火 14:00～

第5回検討会	1月5日	条例素案について検討	
		1/6～1/15 会派検討（参考…1/10 全員協議会）	
第6回検討会	1月16日	条例素案について検討	（参考人招致）
		1/17～1/30 会派検討（参考…1/25 トップセミナー）	
第7回検討会	1月31日	条例中間案の検討	

全員協議会 2月10日 条例中間案の報告（意見交換）

〔 第8回検討会 2月13日 条例中間案の修正 2/10 全協で修正意見があれば 〕

パブリックコメント 2月13～26日 県議会HPで掲載
（市町、学校、歯科医師会等を通じて周知・実施）

第9回検討会 2月末 県民意見を踏まえ条例修正案について検討

条例最終案 2月末～ 代表者会議へ報告 議会運営委員会

本会議 追加議案上程 3/2 委員会審査 3/6～9 本会議採決 3/19

<p style="text-align: center;">目的(第1条)</p> <p>歯科口腔保健推進法に基づき (歯・口腔の健康が)県民が健康で質の高い生活を営む上で重要であることにかんがみ 基本理念を定め(歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持及び向上の推進に関する) 県等の責務と役割を明らかにし 県施策の基本的な事項を定め 施策を総合的かつ効果的に推進し もって、県民の生涯にわたる健康増進に寄与</p>	<p style="text-align: center;">総則 定義 未検討</p>	<p style="text-align: center;">基本理念(第2条)</p> <p>歯・口腔の健康づくり推進に関する施策は、次の事項を基本理念として行わなければならない。 県民一人一人が自ら歯・口腔の健康づくりに取り組む すべての県民が生涯を通じて8020運動の意義を踏まえて、歯・口腔の検診や保健医療 サービスを受けることができる環境の整備を推進 関連機関における施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進</p>
---	---	--

<p style="text-align: center;">第2章 各主体の責務</p> <p>県の責務(第3条) ・施策を総合的に策定・実施する</p> <p>県民の責務(第4条) ・自ら進んで全身の健康の保持増進のため、歯・口腔の健康に関心と理解を深め正しい知識を持つ ・歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯・口腔の健康づくりと歯科疾患の予防に取り組む</p> <p>歯科医療関係者の責務(第5条)(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等) ・県が実施する歯・口腔の健康づくりの推進施策に協力する ・関係機関等との有機的な連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供する</p>	<p style="text-align: center;">第5章 基本的施策</p> <p>効果的な歯科保健対策の推進等(第11条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 すべての県民が定期的に歯科検診等を受けることを推進するための必要な施策を講じる 2 障がい者、要介護者、経済的困窮者など定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者や妊産婦が定期的に歯科検診や診療を受けるための必要施策を講じる 3 中山間地域等における歯・口腔保健医療サービスの確保 4 学校等におけるフッ化物洗口やブラッシング指導など効果的な歯科保健対策を推進 5 児童虐待の早期発見等(子育て支援のため) 6 成人期における歯周病の予防対策の推進(歯科医療関係者との連携) 7 災害時において市町等関係機関と連携し、県民の歯科保健医療対策を速やかに確立 8 人材育成・確保、資質向上に関する施策の推進 9 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防・医療に関する研究の推進 10 その他、施策の必要性が生じた場合はその推進に努める
<p style="text-align: center;">第3章 各主体間の協力、調整</p> <p>市町との連携、協力等(第6条) ・県が施策を策定・実施するに当たっては、市町との連携・協力・調整する</p> <p>市町への支援等(第7条) ・市町が基本的計画を定め8020運動を推進する場合、県は求めに応じ情報提供や専門的支援を行う</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計画(及び指針等)</p> <p>計画(第12条) ・施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定める ・計画を定めるときは、予め三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経る</p> <p style="text-align: center;">第7章 調査</p> <p>調査(第14条) ・施策を策定し評価するための基礎資料として、概ね5年ごとに歯科疾患のり患状況の実態調査を行う ・調査結果を公表し、その結果を検証のうえ施策の推進、基本計画の策定・見直しに反映させる</p> <p style="text-align: center;">第8章 財政措置</p> <p>口財政措置(第14条) ・施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずる</p> <p style="text-align: center;">第9章 その他</p> <p>いい歯の日及び8020推進週間(第15条) ・11月8日「いい歯の日」 ・11月8～14日「8020推進週間」</p>
<p style="text-align: center;">第4章 各主体の役割</p> <p>市町の役割(第8条) ・施策を継続的かつ効果的に推進する</p> <p>保健医療関係者、福祉関係者及び教育関係者等の役割(第9条) ・歯・口腔の健康づくりの推進、他者が行う活動と連携・協力する ・県民の正しい生活習慣の教育、食育を推進する</p> <p>事業者及び保険者の役割(第10条) ・事業者は、事業所で雇用する従業員の歯科検診等の機会を確保し、他者の取組を推進する ・保険者は、被保険者の歯科検診等の機会、その他の取組を推進する</p>	

条例各項目における各委員の意見

修正整理後 H23.12.27

<p>条例の題名</p>	<ul style="list-style-type: none"> 三重県歯と口腔の健康づくり推進条例 みえ歯とお口の健康づくり推進条例 お口の健康条例 三重県歯と口腔の健康づくり 8020 推進条例 三重県歯と口腔の健康保持、向上に関する条例 <p>口腔という言葉はわかりにくい。(音声だと「航空」と混同)口腔とはどこの部位を指すのか分からないし、口では正確には表せていない。</p>
<p>(基本的施策)</p>	
<p>1 目的</p>	<p>資料3で整理</p>
<p>2 定義</p>	<p>歯科口腔保健、歯と口腔の健康づくりなど、基本的な用語を定義する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害」 災害対策基本法から定義できるか。 「事業者」－この条例において事業者とは、他人を使用して事業を行う者をいう 「保険者」－この条例において保険者とは健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び後期高齢者医療広域連合をいう
<p>3 基本理念</p>	<p>資料3で整理</p>
<p>4 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> う歯やう蝕有病者数の県内地域格差を是正していく 歯の喪失を防ぐための柱である歯周病の予防対策の充実 歯周炎の前段階である歯肉炎が増加しだすと言われる 20 歳台からのケアがされるように、成人歯科保健対策の充実 <p>「3基本理念」と「5県の基本計画」及び「6県の施策」に含まれるため項目立ては不要ではないか。</p>
<p>5 基本計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、市町その他歯と口腔の健康づくりに関する取組に関わる者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずる 健康づくり条例との整合が必要 知事は、歯と口腔の健康づくり計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない 上記の規定は、変更の場合についても準用する 法に基づき厚生労働大臣が定める基本的事項ならびに三重県健康づくり条例(ヘルシーピープルみえ)と整合のとれた計画とすること

6 県の施策

障がい者、被介護者、妊産婦等の歯科検診、歯科医療の機会確保

【共通】

- ・ 定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて保健指導を受けることを促進するための必要な施策
- ・ 定期的に歯科検診・診療を受けることが困難な者（障がい者、妊産婦、介護を必要とする者等）が、定期的に歯科検診・診療を受けることができるようにするために必要な施策
- ・ う蝕予防対策の普及その他の効果的な歯科保健対策の推進（集団フッ素塗布事業の推進、個別フッ素塗布事業の推進）

【乳幼児】【学童】

- ・ 幼児、児童及び生徒の歯と口の健康づくりの推進に必要な施策
- ・ 保育園・幼稚園、小中学校でのフッ化物洗口やブラッシング指導、緑茶うがいの強化
- ・ 幼児、児童及び生徒のう蝕予防のためのフッ化物応用を含めた科学的根拠に基づく総合的な歯と口腔の健康保持、向上

【成人】

- ・ 歯周病の罹患率が高まる成人期において、歯科医師等との連携を図りつつ、歯周病の予防対策の推進
- ・ 食育、生活習慣病対策、喫煙による影響対策の推進に必要な施策

【高齢者・要介護者】

- ・ 県および歯科医師等は、市町と協力し介護又は介護予防を必要とする高齢者が、居宅、施設入居等を問わず定期的な歯科検診・医療を受けられる体制の整備
- ・ 高齢期における医科、介護と連携した体制整備・人材育成
- ・ 在宅の方の検診等の努力規定

【児童虐待】

- ・ 歯科口腔保健を通じて児童虐待の早期発見に努める

【妊産婦】

- ・ 妊娠期からの母子の歯と口腔の健康づくり推進に必要な施策（妊産婦検診の充実）
- ・ 妊娠期から子育て期における母子の歯と口腔の健康保持、向上と児童虐待の早期発見等の促進に必要な施策

【障がい児・者】

- ・ 障がい者検診と受入れ体制の充実

【外国人】

※三重県の特徴として要らないか？

地域間格差の是正（離島、へき地、中山間地域等）への対応

- ・ 離島及び僻地の歯科口腔保健の推進に必要な施策（中山間地の検診と受入れ体制の充実）
- ・ 地域間、個人間、職業間での歯と口腔の健康保持、向上の取組とその成果の格差是正を図るための施策
- ・ 歯科検診の受診機会に差異が生じぬよう、事業者や保険者等に働きかけ
- ・ 交通不便地域に居住する者並びに経済的な困窮者等に対する必要な措置

連携・支援・助言

- ・ 市町への情報提供をはじめ必要な支援
- ・ フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
- ・ 市町の取組支援
- ・ 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町との連携協力及び調整に努めるものとする。
- ・ 県は、市町が歯や口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は住民が参加し **8020 運動（80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つよう歯や口の健康づくりを進める運動をいう。以下同じ。）** を推進する市町単位の組織を設置しようとするときは、その求めに応じて、情報の提供及び専門的、技術的な支援を行う

啓発推進

- ・ 歯と口腔の健康保持、向上に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、自助努力を促す運動の推進その他の必要な施策
- ・ 普及啓発、県民の意欲を高めるための運動（**8020 運動**など）の促進に係る施策
- ・ 6月4日（虫歯予防デー）、11月8日（いい歯の日）などを中心に、集中的な普及啓発のための施策

調査・研究

- ・ 定期的な調査、歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究その他歯と口腔の健康づくりに関する調査及び研究

その他

- ・ スポーツ基本法第14条に基づきスポーツ外傷、障害等の防止、軽減のための必要な措置

7 人材育成、確保、資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士の育成と県内への定着 ・ 歯科衛生士（歯科医師、歯科技工士）など歯科保健事業に携わる従業者の確保及び資質の向上 ・ 8020 推進員など歯と口腔の健康保持、向上の取組に協力する人材育成と組織の強化 ・ 8020 推進員・・・研修を受講し、地域において啓発活動を行う ・ 県、市町における歯と口腔の健康保持、向上に精通した職員の配置と育成
8 啓発期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯の衛生週間（6月4日～10日） ・ 口腔の健康づくり 8020 推進週間（11月8日～14日）・・・11月8日を「いい歯の日」とし、その前後1週間を啓発週間とする ・ 8020 推進月間(11月1日～11月30日)
9 災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における歯と口腔の健康保持、向上を図る施策 ・ 市町及び関係機関との連携 ・ 災害支援コーディネーターの育成、口腔ケア用品の備蓄、災害対応訓練等 ・ 三重県警察との連携のもと警察歯科医による身元確認作業の迅速な実施
(各主体の役割)	<p>基本理念の後、4 基本方針の前に位置づけるべきでは？</p>
10 県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯と口腔の健康保持、向上に関する施策を策定し、実施すること ・ 国、市町、関係機関等との連携を図ること ・ 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導の業務に従事する者、並びに保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者及びこれらの業務を行う機関との連携・協力を努めるものとする ・ 県は、市町、事業者、医療保険者などが行う歯と口腔の健康づくりに関する取り組みの推進を図るため、必要な支援に努めるものとする。 ・ 自己負担を軽減する ・ 市町、事業者等が行う歯と口腔の健康保持、向上に関する取組の効果的な推進を図るための協力（助言、情報の提供、広域調整、その他必要な支援）を行うこと
11 県民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本理念にのっとり、自ら進んで関心や理解を深める、定期的な歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって、歯と口腔の健康づくりに取り組む。 ・ 歯科口腔保健に関する正しい知識を持つ ・ 歯科疾患の予防を自ら行う ・ 定期的な歯科検診・健康診査を受けること必要に応じてなどにより歯科口腔の健康保持、向上を図るよう努める ・ 必要に応じて保健指導を受けること

12 歯科関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が行う歯と口腔の健康づくりに関する取組を支援するための研修の実施 ・ 保健、医療、福祉、労働衛生、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との有機的な連携を図る ・ 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者は、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする ・ 良質かつ適切にその業務を行う（医療サービスを提供する）
13 市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健、学校保健、成人保健、産業保健、高齢者保健等を通じた生涯にわたる継続的、効果的な歯と口腔の健康づくりの推進 ・ 成人歯科検診の対象者を全市町で 20 歳からとする ・ 乳幼児歯科検診、歯周疾患検診、妊産婦歯科検診、介護予防サービスとしての口腔ケアの実施など、歯と口腔の健康保持、向上に関する施策を適切に実施するよう努める ・ 国、県の施策に協力するよう努める ・ 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）等の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯と口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努める
14 教育関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健に関する正しい知識を児童、生徒に教える ・ 正しい生活習慣の教育と食育の推進 ・ 学校における歯と口腔の健康保持、向上に資する取組を実施する ・ 県民の歯と口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努める ・ フッ化物洗口の的確な実施のための必要な助言
15 事業者	<p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の事業所で雇用する従業員の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努める ・ 事業所で雇用する従業員の歯科に係る検診、保健指導の機会の確保など歯と口腔の健康保持、向上に関する取組を推進するよう努める ・ 県内の事業所で雇用する従業員の歯科健診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努める ・ 事業所での検診等の努力規定 <p>保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする ・ 医療保険者は、県内の被保険者の歯科口腔の検診、保健指導の機会の確保など、歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努める <p>適切かつ確実な歯科医療の提供を確保するなど「医療保険者の責務」も規定するべきか（市町の責務との関連整理が必要）</p> <p>連携協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医療等の業務及び保健の業務に従事する者、事業者及び医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努める

	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険者は、歯科口腔保健の推進にあたっては、互いに連携・協力をはかるよう努める
(その他)	
16 財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 県民の歯と口腔の健康づくりに関する（健康保持、向上を図るための）施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努める
17 調査・研究・ 検証	<ul style="list-style-type: none"> 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況を調査し、必要に応じて施策の見直しを行うこと 県民の歯と口腔の健康に関する実態の定期的な調査、全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の歯と口腔の健康保持、向上に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策 施策を策定し、評価するための基礎資料とするため、概ね5年ごとに、県民の歯科疾患のり患状況等に関する実態調査を行う 上記の実態調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、その結果を検証し、歯と口腔の健康づくりに関する施策の推進並びに基本計画の策定及び見直しに反映させる 上記の目的を達成するため、県民の歯と口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努める
18 推進組織	<ul style="list-style-type: none"> 8020 推進住民会議（8020 運動を推進する県民会議） 相談業務等の実施及び歯科医療関係者等に対する情報共有、研修の実施その他の支援を行う体制の整備
19 その他	<p>見直し規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 見直し規定（5年後など） <p>公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事は、毎年、県が講じた歯と口腔の健康づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要をホームページ等を用い公表する <p>口腔保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 歯科医師会館にある口腔保健センターの果たすべき役割を基本的施策として項目建てのうえ規定してはどうか 口腔保健センターの設置

責務と役割の違いについて

一 責務の意味

- 1 一般的には、責任と義務を合わせた用語であるが、行政責任を表わすものとしていろいろな法令の中で使われている。各種基本法などにおいては、訓示的な宣伝規定の中で用いられていることが多い。

<法令用語ハンドブック 三訂版>

- 2 責任と義務。また、果たさなければならない務め。<大辞泉>
- 3 責任と義務。また、責任として果たすべきつとめ。<広辞苑 第六版>
- 4 自分の責任として果たさなければならない事柄。<大辞林 第三版>

二 役割の意味

- 1 役目を割り当てること。また、割り当てられた役目。<大辞泉>
- 2 役をそれぞれに割り当てること。また、割り当てられた役目。

<広辞苑 第六版>

- 3 役目をそれぞれの人に割り当てること。また、割り当てられた役目。
- <大辞林 第三版>

三 結論

責務とした場合は「行政責任を表わし、訓示的な宣伝規定で用いられる」のに対し、役割とした場合は「それぞれに割り当てられた役目」という緩やかな表現にとどまることになる。

<参考>見出しについて

見出しは、読解の理解と検索の便を考慮して、最近の法令の条文には必ず付けられるものである。<山本庸幸「実務立法技術」>

しかし、見出しはその条文の規定内容を左右するものではなく、規範的な意味はもたない。<大島稔彦「法令起案マニュアル」>

よって、見出しが「責務」となるか「役割」にするかによって条例の規定内容が変わるものではない。

知事が基本計画を定め、かつその計画の策定に当たり議決を要すること
とされている三重県条例の例

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例
(第2条)

(平成13年三重県条例第47号)

該当条項	計 画 名
1 項	県民しあわせプラン及び(第二次戦略計画)の60の施策
2 項	三重県教育振興ビジョン
	三重県科学振興ビジョン
	三重県青少年健全育成ビジョン
	三重県新エネルギービジョン
	「美し国おこし・三重」三重県基本計画

(その他の条例)

三重の森林づくり条例(平成17年三重県条例第83号)(抄)【議員提出条例】
(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 (省略)

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4～7 (省略)

三重県健康づくり推進条例(平成14年三重県条例第5号)(抄)
(基本計画の策定)

第八条 知事は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、健康づくりに関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 (省略)

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ三重県公衆衛生審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4・5 (省略)

三重県環境基本条例（平成7年三重県条例第3号）（抄）

（環境基本計画）

第九条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 （省略）

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ三重県環境審議会及び市町長の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4～6 （省略）

みえの観光振興に関する条例（平成23年三重県条例第34号）（抄）

（基本計画）

第二十一条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 （省略）

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ第二十五条の三重県観光審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4～6 （省略）

三重県男女共同参画推進条例（平成12年三重県条例第73号）（抄）

（基本計画の策定）

第八条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2・3 （省略）

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

5・6 （省略）

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成22年三重県条例第59号）（抄）

第二章 基本計画

第九条 知事は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 (省略)

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4～7 (省略)